



平成 27 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント
代 表 者 名 代表取締役社長 松 園 健
(JASDAQ コード番号：2124)
問 合 せ 先 代表取締役副社長 管理本部長 服 部 啓 男
(TEL：03-5259-6926)

株式付与E S O P信託の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 7 日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. E S O P信託導入の目的

当社は、当社従業員に対して自社の株式を交付することで、当社従業員の帰属意識と経営参画意識を醸成し、長期的な業績向上や株価上昇に対する従業員の意欲や士気の高揚を図り、長期的な企業価値向上を目指すことを目的としたインセンティブ・プランとして、株式付与E S O P信託制度を、平成 27 年 8 月 26 日に導入いたします。

2. E S O P信託の概要

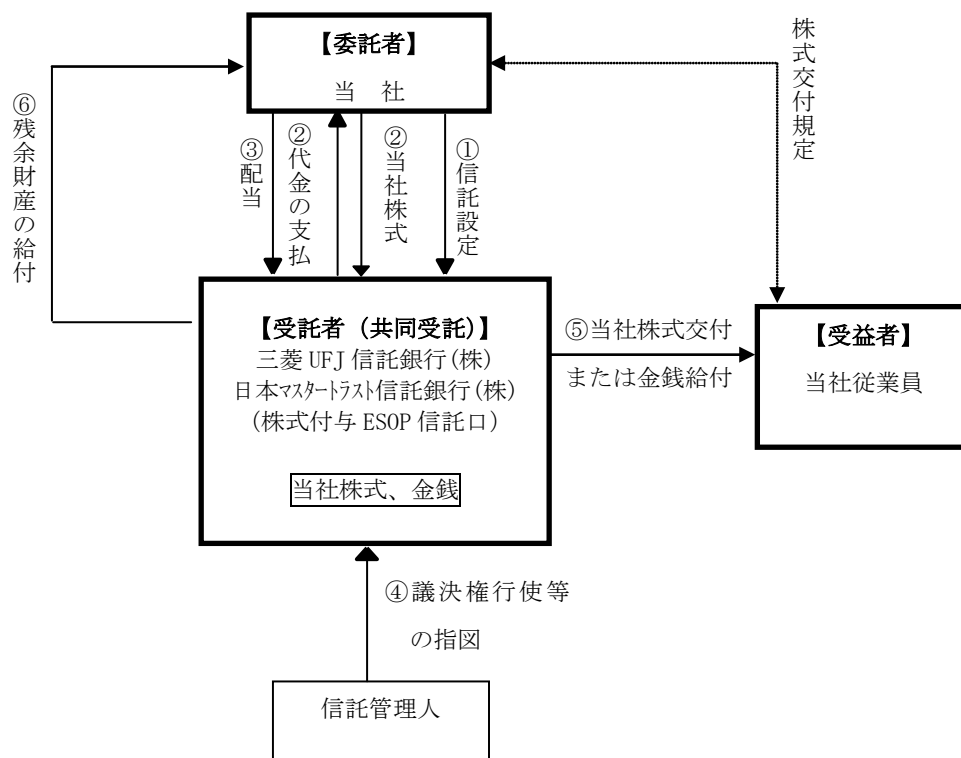
E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の福利厚生制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規定に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社から第三者割当によって取得します。その後、当該信託は株式交付規定に従い、信託期間中の従業員の資格等級や業績評価等に応じた当社株式を、在職時に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

なお、当該信託の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式 944,178 株（平成 27 年 8 月 7 日）のうち 943,800 株を E S O P 信託に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付で公表いたしました「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

3. E S O P 信託の仕組み



- ① 当社は受益者要件を充足する当社従業員を受益者とする E S O P 信託を金銭で設定します。
- ② E S O P 信託は上記①の当社が拠出した資金をもって、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、当社から予め定める取得期間内に取得します。
- ③ E S O P 信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ④ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P 信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑤ 当社の株式交付規定に従い、一定の要件を満たす当社従業員は、当社株式またはその売却代金を受領します。
- ⑥ E S O P 信託の清算時に、受益者に株式交付された後の残余財産は、一定の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足する当社従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

(ご参考) 信託契約の内容

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 受益者要件を充足する当社従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 当社従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 専門実務家であつて、当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 平成27年8月26日 |
| ⑧信託の期間 | 平成27年8月26日～平成33年3月31日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成27年8月26日 |
| ⑩議決権行使 | 受託者は、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫取得株式の総額 | 未定（本日付で公表しております当社株式の売出しに係る売出価格等決定日に決定します。詳細につきましては「株式の売出しに関するお知らせ」をご参照ください。なお、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額と同額となります。） |
| ⑬株式の取得時期 | 平成27年8月27日 |
| ⑭株式の取得方法 | 当社自己株式の第三者割当により取得 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社はE S O P信託の受託者となり信託関連事務を行います。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行います。 |

以 上